

浄化槽に関する保守点検業務及び  
11条検査に関する委託契約書

収入  
印紙

浄化槽管理者を甲とし、浄化槽保守点検業者を乙として、浄化槽の保守点検及び11条検査等について、次のとおり委託契約を締結する。

(浄化槽の設置場所等)

第1条 この契約により乙が保守点検を行い、また水質に関する検査を行う浄化槽は次のとおりとする。

浄化槽の設置場所	佐野市 町・丁目
浄化槽の形式	方式
型式認定番号等	第 号、メーカー名：
浄化槽の規模	人槽 ( m <sup>3</sup> )
点検開始年月日	年 月 日

(委託内容等)

第2条 甲は乙に対して次に掲げる事項を委託し、乙はこれを受託するものとする。

- 機能判定に関すること。
- 機器及び施設の点検保守(消毒薬の補充を含む)に関すること。
- 清掃時期の判断に関すること。
- 11条検査の検体の採水及び搬入に関すること。

(保守点検等の実施及び回数)

第3条 乙は、保守点検の実施にあたっては、法令のとおり年間 回これを行うものとし、消毒薬の補充回数については年間 回行うものとし、11条検査については年間1回とする。

(委託料等)

第4条 保守点検の委託料は年間 (初年度) 円とする。

(2年目以降)

保守点検の委託料は年間 円とする。

11条検査料は年間 円とする。

合 計 円とする。

なお、清掃及び汚泥の収集運搬及び修理等の必要があった時の料金は、別途とする。

2 保守点検委託料及び11条検査料並びに消費税は、契約締結時に乙に支払うものとする。ただし、甲の申し出により別に期日を定める場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託された業務を自ら行うものとし、他の者にその業務を再委託することができない。

(損害賠償)

第6条 乙又は指定検査機関が行う業務用の行為により、甲に損害を与えた場合、乙又は指定検査機関は、

甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

この場合、乙はその解約によって生じた甲の損害に対し、誠意をもって賠償しなければならない。

- 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。
- 乙が浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。

2 甲は、この契約に係る浄化槽を第三者に譲渡したときは、保守点検を乙に委託させるよう努力するものとする。

(契約の効力の始期及び終期)

第8条 この契約の委託期間は、契約を締結した日から開始し、1年を経過した日に終了する。ただし、委託期間の終了の日までに、甲及び乙に異議がないときには、契約は更新されたものとする。

2 前項の規定による更新の期間は1年とし、次の更新には前項の規定を準用する。

(信義則)

第9条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 印

住 所

(フリガナ)

氏 名

㊞

電 話

乙 住 所

氏 名

㊞

電 話